

子どもの権利が守られる社会を目指す

滋賀県 子ども基本条例



おとな向け

滋賀県

滋賀県
子ども基本条例

子どもの権利、知っていますか？／

すべての子どもには、自分らしく幸せに生き、
健やかに成長するための大切な権利があります。

子どもの権利条約

(児童の権利に関する条約)

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、
1989年に国連総会において採択されました。
世界196の国と地域が締約し、日本は1994年に批准しました。

内容

- 子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、おとなと同様に
ひとりの人間としての人権を認めています。
- 成長の過程にある子どもには、特別な保護や配慮が必要な面も
あるため、子どもならではの権利も定めています。

条約の4つの原則

- ☐ 差別の禁止
- ☐ 子どもの最善の利益
- ☐ 生命、生存及び発達に対する権利
- ☐ 子どもの意見の尊重

それぞれ、条文に書かれた権利であるとともに、すべての子どもの権利の実現を考えると、
あわせて考えることが大切な「原則」とされています。
これらは、日本で2023年に施行された「こども基本法」にも取り入れられました。

滋賀県子ども基本条例

滋賀県では、「子どもの権利条約」、「こども基本法」を踏まえて、
「滋賀県子ども基本条例」を制定し、
2025年4月1日に施行しました。

目的

子どもの権利が守られ、すべての子どもが
心身ともに健やかに安心して成長することが
できる社会の実現を目指します。

制定までの経過

条例の検討会議には、子ども・
子育てに関係する仕事をしてい
るおとなだけでなく、高校生や大
学生にも参加してもらいました。
また、2023年に実施したアンケ
ート結果(回答者:県内1万人超
の小学生～大学生)も反映して
います。

条例の目的にある、子どもの権利とは？／

子どもがもっている大切な権利

生きる 権利

命が守られ、健康で安全に暮らすことができます。

- 安全な住まいが確保され、十分な食事をとることができます。
- 必要な医療を受けることができます。

育つ 権利

教育を受けたり、遊んだり、休んだりして、自分の力を
十分に伸ばしながら成長することができます。

- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができます。

守られる 権利

暴力を受けたり、一方的に権利が奪われたり
しないよう守られます。

- 人との違いなどを理由に差別されません。
- あらゆる種類の虐待や搾取、有害な労働などから守られます。

参加する 権利

自分に関わることについて自由に意見を表したり、
仲間と団体をつくって活動したりすることができます。

- 自分の考えや思いが大切にされます。
- 仲間と一緒に社会の一員として活動することができます。

他にもさまざまな権利があります。



子どもの権利をしっかりと理解し、子どもに寄り添いながら、
その健やかな成長を支えていきましょう。
子どもが自分の権利を大切に、他者の権利も尊重できるよう、
おとながわかりやすく伝えていきましょう。



基本理念



子どもの権利が守られる社会をつくるために、
「何を大切にするのか」を定めています。

1 子どもの権利が守られる社会づくりは、
次のことを意識して進めていくことが大切です。
これらは、「子どもの権利条約」の4つの原則をもとにしています。

● **子どもは差別を受けない権利があること**

すべての子どもは、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、
差別的な扱いを受けない権利をもつ

● **子どもは大切に育てられる権利があること**

すべての子どもは、福祉に関する権利（適切に養育されること、生活を保障されること、愛され
保護されること、健やかな成長・発達・自立が図られることなど）や、教育を受ける権利をもつ

● **子どもは自由に意見を表す権利があること**

すべての子どもは、自分に関わるすべてのことについて意見を表明する権利や、
多様な社会的活動に参画する権利をもつ

● **子どもの最善の利益を考えること**

すべての子どもは、年齢や一人ひとりの発達段階に応じて意見が尊重されるとともに、
子どもにとって何が最もよいかが優先して考慮される

2 子どもの権利が守られる社会をつくるために、
次のことを進めていくことが大切です。

● **子どもが他者の権利を尊重しながら、
共に社会をつくっていけるようにすること**

すべての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、
他者の権利を尊重しながら、主体的に社会づくりに参画できるようにする

● **すべての子どもへの支援が、年齢や一人ひとりの状況に応じて
切れ目なく行われること**

● **社会全体で連携・協力すること**

国、県、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、
県民が相互に連携・協力する

みんなの責任と役割

基本理念に基づき、
それぞれが果たすべき役割を
定めています。



◎ 子どもの権利が守られる社会を実現するには、
一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、互いに協力しながら
責任をもって行動していくことが必要です。

子どもの意見の尊重

社会全体で、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが大切です。



子どもから意見を聴くときの留意事項

- ① 子どもにとって十分でわかりやすい情報を提供すること
- ② 意見の表明を強要しないこと
- ③ 表明された子どもの意見を尊重すること
- ④ 意見を聴く内容が子ども自身に関連する内容であることを説明すること
- ⑤ 子どもが意見を表明しやすい環境をつくること
- ⑥ すべての子どもに意見を表明するための均等な機会を提供すること
- ⑦ 子どもの意見表明を効果的に促進するために必要な措置(コミュニケーション能力やファシリテーションスキルを身に付ける、ファシリテーターを活用するなど)をとること
- ⑧ 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保など必要な措置をとること
- ⑨ 子どもの意見に対して、適切な応答をすること

子どもたちの実際の声

頭ごなしに否定せず、どんな意見も尊重してほしい。

馬鹿にしたり、冷やかしたりしないでほしい。

秘密を守ってくれると、安心して自分の意見を言ってみようと思える。



- おとなは、子どもの意思をくみ取って意見の形成を支援し、必要に応じて子どもの意見を代弁することも大切です。
- 滋賀県は、子ども施策の策定・実施・評価において、子どもの意見を反映させるための措置を講じます。

◎ おとなには、子どもの立場に立ち、子どもの意見にしっかりと耳を傾け、適切に応えていく責任があります。
子どもが安心して意見を言える環境を、共につくっていきましょう。

子どもの権利を守る仕組み

子どもが悩みや不安を抱えて困っているときに、いつでも相談できる体制を整えています。

子どもの権利侵害に関する事案で、相談窓口での解決が難しい場合は、「滋賀県子どもの権利委員会」(子どもの権利侵害を救済するための公平・中立な第三者機関)に申し立てることができます。



お気軽に
ご相談ください

相談窓口

(相談できる窓口の情報は裏表紙に掲載しています。)

どんな悩みでも、相談員が気持ちに寄り添いながら、お話を丁寧に聴き、一緒に考えます。

滋賀県子どもの権利委員会

学識経験者や弁護士など、専門的な知識をもつ5名の委員が

- ✓ 子どもの思いに寄り添った解決方法を検討する
- ✓ 解決に向けて、関係者への調査や調整を行う
- ✓ 必要に応じて、子どもの気持ちや意見を関係者に伝えるなど、事案の解決に向けて活動します。

他にも...

- 子どもの権利侵害に関して、必要に応じて滋賀県に意見を述べます。
- 滋賀県が行う子どもの権利の周知啓発活動に協力します。



詳しくは
こちら

子どもはかけがえのない存在です。
子どものもつ可能性が限りなく広がるように、社会全体で子どもの権利を守っていきましょう。
子どもにとって何が一番よいかを考え、子どもが健やかに安心して成長できる社会を、
共につくっていきましょう。

子どもの相談窓口

子どもの声に耳を傾け、
寄り添うことが大切です。



子どもが困っていたり、悩んでいたるときに、
安心して相談できる窓口があります。
必要に応じて、子ども本人や、身近なおとなの方に伝えてあげてください。
また、おとなの方からの「子どもに関するご相談」も受け付けていますので、
どうぞお気軽にご利用ください。

● 相談窓口

電話相談

24時間子供SOSダイヤル

毎日・24時間

な や み い おう
☎ 0120-0-78310

9時～21時(12/29～1/3除く)の間に県内から電話をかけると、
「こころんだいやる」につながります。

電話相談

こころんだいやる

毎日(12/29～1/3除く)・9時～21時

☎ 077-524-2030

LINE相談

こころのサポートしが

毎日・16時～24時

右の二次元コードからLINEの
友だち追加をすると、相談できます。



● 「もしや虐待では・・・?」と思ったら

電話相談

児童相談所虐待対応ダイヤル

毎日・24時間

いち はや く
☎ 189

189番にかけると、最寄りの児童相談所につながります。

電話相談

虐待ホットライン

毎日・24時間

は ぐ く む
☎ 077-562-8996

発行

令和7年10月発行
滋賀県子ども若者部
子ども若者政策・私学振興課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3565 FAX 077-528-4854